

保育施設等の巡回支援事業について

1 巡回の背景・目的

近年、保育施設等で発生した不適切な保育や職員による虐待等の事件や重大事故については全国的に増加し、園児の安全確保の必要性が高まり、施設の安全性の確認や事故等の未然防止対策が求められています。

保育施設に在籍する乳幼児の健全な発育に寄与し、保育中の死亡事故等の重大な事故防止及び保育の質の向上ため、市の保育士（園長・副園長職）（以下、「保育士」という。）が、保育施設等へ訪問し、保育士等に助言等の支援を目的に令和6年度から実施します。

2 事業概要

保育士が保育施設等を2人1組で訪問し、各施設内の保育業務全般を観察し、重大事故等が発生しやすい場面等における対策状況や、不適切な保育や虐待の未然防止策等の聞き取りを行い、保育士の立場から安全管理状況や保育内容に対する助言等の支援、相談を行います。

期間 令和6年5月から令和7年2月まで（予定）

3 対象施設

- ・市内の認可保育所（私立・公立）
- ・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園の幼稚園機能を除く。）
- ・小規模保育事業所

※令和6年度については、市内の認可保育所（私立・公立）を実施

令和7年度以降に、認定こども園・小規模保育事業所を実施

4 実施回数

各施設、年2回程度巡回を予定

5 主な確認事項等

実際の保育状況を確認・口頭での聞き取り等を行い、保育の現場をよく知る保育士（園長・副園長職）の立場から助言等の支援を行います。

巡回の際に、事前の資料等の書類提出や準備をいただく予定はありません。状況確認の中で書類を確認する場合はありますので、御了承ください。

- ・ 保育環境（玩具の種類や配置場所、着替えやおむつ替えのプライバシー配慮、衛生管理など）
 - ・ 食事に関する環境（食事の内容、職員の対応、衛生管理、アレルギー対応など）
 - ・ 午睡の環境（職員配置、午睡チェック、採光、寝具など）
 - ・ 健康や安全管理(感染症予防対策、感染症発生時の蔓延防止対策、保護者への周知方法、事故報告やヒヤリハットの記録とその後の対応、散歩時の安全管理体制等)
 - ・ 園外保育活動での安全対策
 - ・ 水遊びの環境（職員配置状況、衛生管理、プライバシー配慮、健康チェック）
 - ・ 園内研修
 - ・ 保護者との連携（保育の説明、保育参加、保育参観、個人面談、クラス懇談会、保護者会、個別相談の受付など）
 - ・ 不適切保育について（園児に対する言葉がけや対応の確認、チェック体制、職員研修の回数や内容、職員からの虐待が発覚した際の対応）
 - ・ 苦情受付（苦情の際の園の対応、保護者への説明など）

保育施設に在籍する乳幼児の健全な発育に寄与し、保育中の死亡事故等の重大な事故防止及び保育の質の向上ため、市の保育士（以下、「保育士」という。）が、保育施設に対する指導、助言及び相談（以下「巡回支援等」という。）を目的とします。

【実施開始日】

令和6年4月1日

【実施対象園】

- (1) 私立保育所
- (2) 認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園の幼稚園機能を除く。）
- (3) 小規模保育事業所
- (4) 事業所内保育事業所

【実施内容】

巡回支援等の実施内容は、下記に掲げる事項とする。

巡回支援等は公立保育園の園長職・副園長職の2名で訪問する。

- (1) 保育施設（以下「対象施設」という。）を巡回し、当該対象施設に勤務する職員の相談に応じ、保育に関する事項の指導又は助言を行う。
- (2) 対象施設における保育状況を観察し、当該施設に勤務する職員に対し、課題の解決に向けた支援を行う。
- (3) 対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、対象施設がそれぞれ満たすべき基準の遵守状況に関する指導又は助言を行う。
- (4) 対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する指導又は助言を行う。
- (5) 対象施設の運営事業者及び当該施設に勤務する職員に対し、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する指導又は助言を行う。（実施回数・実施対象施設）

巡回支援等の実施回数及び実施対象施設は、施設の状況、指導検査の結果等又は対象施設に勤務する職員若しくは利用者等からの要望に応じ決定する。

【実施・記録・報告】

保育士は、巡回支援等を実施する場合は、あらかじめ実施対象施設と調整を図る。

保育士は、通報があった場合、対象施設の運営に問題が生じた場合又は指導検査の結果等により保育に重大な支障がある若しくはそのおそれがあると認められる場合は、事前連絡なしで対象施設に対し、巡回支援等を実施する。

保育士は、巡回支援等終了後、相談内容等を記録し、保育課長に結果を報告する。

【関係機関等との連携体制】

保育士は、巡回支援等の実施に当たっては、指導担当職員（保育施設検査業務を担当する職員をいう。）及び関係機関と情報交換を密に行い、十分な連携を図る。

【その他】

その他、必要な事項は、保育課長が別に定める。